

在宅医療に関する相談窓口が移転しました

「毛呂山越生在宅医療相談室」移転

在宅医療や看護・介護などの様々なサービスを利用して、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、本人やその家族等からの在宅医療・療養に関する相談窓口が10月に「くらしワンストップ MORO HAPPINESS S 館」へ移転しました。この相談窓口は、ケアマネジャーの資格を持つ社会福祉士が、在宅医療に関する相談に応じえています。

名称 毛呂山越生在宅医療相談室
場所 くらしワンストップ MORO HAPPINESS S 館
住所 毛呂山町大字毛呂本郷 1006
電話番号 295-2320
相談日時 平日 午前9時～午後5時

越生町観光案内所 O・T・I・C・自然休養村センター

観光施設の非常勤職員を募集します

勤務内容 O・T・I・Cまたは自然休養村センターでの接客と観光案内事務
勤務時間 午前8時30分～午後5時30分（うち7時間45分）
時間給 900円（交通費なし）
採用日 平成30年4月1日
応募資格 満18歳以上59歳までの方で、週4日以内で土

・日曜日の勤務ができる方
※平成30年4月1日現在
採用人数 若干名
申込み 12月4日（月）～26日（火）までに、市販の履歴書（写真貼付）に記入のうえ、総務課窓口へ提出
採用方法 面接
問 産業観光課 観光商工担当
TEL 内線 144

平成30年4月から

国民健康保険制度が変わります

国民健康保険は、現在、市町村がそれぞれ保険者となつて運営していますが、来年4月からは県と市町村が共同保険者となつて運営します。また、県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等、国保運営の中心的な役割を担い、制度の安定化を図ります。現在、町では円滑に新制度へ移行するために、県や越生町国民健康保険運営協議会などで協議・調整を行っています。

変更後の県と町の役割

- ◇ 県の役割 ◇
- 市町村ごとの納付金の額を決定
- 給付に必要な費用は全額市町村に交付
- 市町村が行った保険給付の点検や事後調整
- 国保運営方針（都道府県内の統一的方針）を定め、市町村の事務の効率化・標準化・広域化などを推進

- ◆ 町の役割 ◆
- 資格管理（保険証の発行）
- 保険給付
- 保険税率の決定
- 保険税の賦課・徴収
- 保健事業

財政運営のしくみは大きく変わりますが、みなさんの医療の受け方は変わりません。保険税も今までどおり、越生町に納めていただきます。また、各種申請や届け出なども従来どおり役場町民課窓口で行います。

※制度の詳細は県のホームページをご覧ください。



問 町民課 国保年金担当
TEL 内線 121

『補聴器もここまで進化した！』

脳に優しい

新型 補聴器

坂戸市内で唯一の
認定補聴器技能者のいる店

※平成28年8月時点、認定補聴器技能者名簿より

イチカコ

坂戸市日の出町9-20
TEL 281-0107



（車の送迎あり）TEL 下さい

広告

平成28年度国民健康保険特別会計決算について

国民健康保険は、突然のケガや病気のときに経済的な負担を軽くし、安心して医療を受けられるよう、越生町が保険者となって運営する医療保険制度です。

越生町の国保特別会計決算額は表のとおりで、収支差引額は1億960万1203円の黒字になりました。しかし、前年度繰越金や一般会計からの繰入金の一部を除いた実質単年度収支は、2740万3818円の大幅な赤字となっています。

来年度から県が財政運営の責任主体となりますが、国保財政は、依然として厳しい財政状況が続いています。増え続ける医療費を抑制するため効果的な保健事業を展開するとともに、医療費支出に見合った保険税率についても引き続き検討していかなければならない状況です。

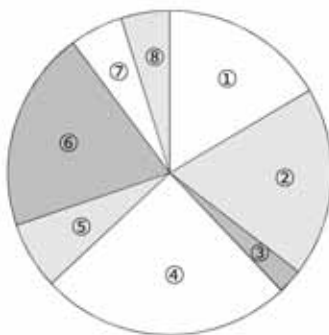
※実質単年度収支＝歳入－歳出－繰越金法定外の一般会計繰入金

歳入

65歳から74歳までの医療を支える前期高齢者交付金が最も多く、次いで埼玉県国民健康保険団体連合会から交付さ

歳入 18億9,252万9,293円

①国民健康保険税	312,592 千円
②国庫支出金	358,014 千円
③療養給付費交付金	47,132 千円
④前期高齢者交付金	475,497 千円
⑤県支出金	126,954 千円
⑥共同事業交付金	379,476 千円
⑦繰入金	100,684 千円
⑧その他	92,180 千円

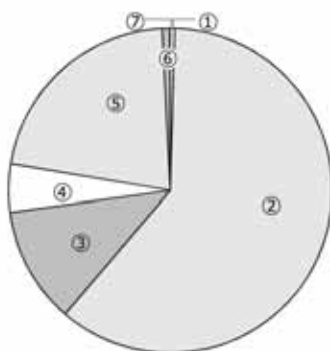


歳出

医療費の支払いとなる保険給付費が最も多く、次いで高

歳出 17億8,292万8,090円

①総務費	7,708 千円
②保険給付費	1,084,544 千円
③後期高齢者支援金	206,547 千円
④介護納付金	84,856 千円
⑤共同事業拠出金	384,693 千円
⑥保健事業費	13,548 千円
⑦その他	1,032 千円



額の医療費に対し県内全市町村あんにより拠出する共同事業拠出金、後期高齢者医療制度の医療費等に充てられる支援金（納付金）となっています。歳出は、そのほとんどが医療費などの支払いで占められています。

上手な受診で医療費を抑えましょう

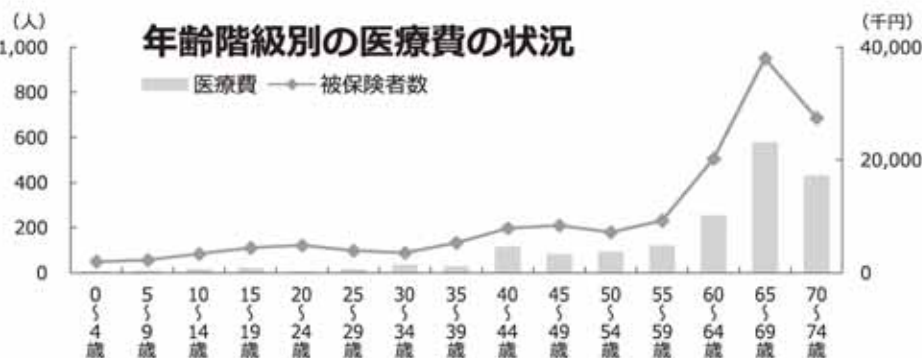
昨年10月の医療費の状況を見ると、会社などを退職した60歳以上の加入者が全体の約6割を占め、医療費の金額も右肩上がりが増えていきます。医療費は、被保険者の一人ひとりが少し意識を変えていただくだけで抑制（節約）することが出来ます。

かかりつけ医師を持ち、同じ病気でのかけもち（重複）受診を控え、安価なジェネリック医薬品を使用するなど、効率よく医療を受けましょう。また、ご自身の日頃の生活習慣を見直し、健康づくりを心がけることは大切なことです。

町では、病気の早期発見の機会として、特定健診（40歳以上74歳以下対象）を実施しているほか、30歳以上で一定の要件を満たす加入者には、人間ドック、脳ドック、併診ドック（人間ドック＋脳ドック）の費用の助成も行っています。

みなさんのご利用をお待ちしています。

年齢階級別の医療費の状況



※ジェネリック医薬品とは、新薬の特許が切れてから作られた薬で、同じ有効成分を主に持つ医薬品として製造、販売が承認されたものです。かかりつけ医師や薬剤師にご相談ください。

町民課 国保年金担当

町内線 121